

第3回安全安心まちづくり検討会議事概要

平成18年11月24日(金)

項目	検討会で出された意見
名称	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県よさこい安全安心まちづくり条例」と提案があったが、「よさこい」という言葉について別途説明が必要になるので仮称のままでいいのではないか。 ・条例の名称は、簡単で内容がわかりやすいということが基本となるので「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」(仮称)が良い。
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪を防ぐためには雇用の場の確保が必要」という書き方では失業者が犯罪を起こす、と受け取られる虞があるため、削除するべきではないか。 ・「警察によるパトロールや取締りなどを強化することが必要」というより、安全安心まちづくりの趣旨として「警察の活動に頼ることなく自らの安全は自らが守る」といった整理をしてはどうか。 ・いじめや虐待が社会問題になっている。安全で安心していられる家庭、学校、地域になるように、ということに「はじめに」の部分で触れておく必要がある。条例の精神にもう少し子どもの置かれた状況が反映されるべきではないか。 ・核家族化の進む中、子どもたちが安全で安心していられる場所が減っている。子どもが健全に育つ環境が必要であり、そのことは提言の内容に入っているので、「はじめに」の部分にもう少し強く打ち出しても良いと思う。 <p style="text-align: center;">最終的に会長と事務局が調整</p>
検討の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例全体が「いかに安全を守るか、被害に遭わないようにするか」という形でまとめられている。子どもたちが万引きや乗り物盗などの犯罪に入っていないようにという形で条文にすべき。この視点を「はじめに」に表現してはどうか。 ・非行に走った少年の率が高いが、少年の環境を整えないと芽が断てない。少年が非行に走らないためには、健全に育成される環境が必要であることを「はじめに」に書き込むことを考える必要がある。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の「高齢者など犯罪による被害を受けるおそれが高い人」を「高齢者、障害者、女性など犯罪による・・・」としてはどうか。
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で安心なまちづくりの必要性について理解を深める」では抽象的すぎる。条例の基本理念にある「『自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る』ことの必要性を理解」にしてはどうか。
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で安心なまちづくりの必要性について理解を深める」では抽象的すぎる。条例の基本理念にある「『自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る』ことの必要性を理解」にしてはどうか。
自治会等地域で活動する団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県・県民・事業者は「責務」、地域で活動する団体は「役割」と区分しているが説明をしてほしい。 <p style="text-align: center;">(事務局)県、県民、事業者は安全安心まちづくりの当事者という意味で「責務」ということとした。地域で活動する団体は必ずしも安全安心まちづくりを目的として結成されたものではないが、安全安心まちづくりについても取り組んでその役割を果たしてもらいたいということで「役割」としている。 了解</p>

市町村「との連携」か「の責務」か	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村との連携」として、「県の責務」などと並列して「市町村の責務」と書くべきか。 （事務局）安全安心まちづくりについては市町村の果たす役割が非常に大きい が、県と市町村は対等なパートナーであるため、市町村の責務、役割 ではなく、連携、協力という表現になっている。 了解 ・市町村の安全安心まちづくりに関する条例に基づいた活動が十分に実行されてい ない。県と市町村がどう連携を図るかは今後の課題。
高齢者の自主的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主的な活動を『促すため』の規定」という表現があるが、条例の趣旨は自主 的にまちづくりを進めるというものなので、その活動を県が「促す」というよりも 「支援をする」という表現をした方が適切ではないか。
地域で防犯活動を行う団体の活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主的な活動を『促すため』の規定」という表現があるが、条例の趣旨は自主 的にまちづくりを進めるというものなので、活動を県が「促す」というよりも「支 援をする」という表現をした方が適切ではないか。 団体を県が登録することが必要だという意見について ・熱心に取り組んでいる団体の活動を、その他の団体や他の地域に伝えることが重 要。団体の活動を知ることが県民にとっても団体にとっても重要だということを入 れるべき。 ・現在も高知県ボランティア NPO センターや NPO 高知市民会議がボランティア の情報を提供している。 ・条例はこれから作るものであるため、条文の書き方はこれから詰めていけば良い と思う。前回資料では登録の趣旨は「好事例を知りたい」「『地域で活動がなされて いるところはどこか』ということがわかれば」ということだった。その基本を踏み 外さないようにすれば良いのではないか。 ・登録とするのであれば、基準も必要。推進計画で別途基準を検討してはどうか。 ・一生懸命やっているボランティアは登録など関係ない。登録目的で活動をしてい る人はいない。活動を引き出して紹介すれば喜ぶと思う。その辺りを考えるべき。 ・団体の情報交換などが大切。具体的に認定、登録などは少し細かい議論である。 ここで結論を導かず、提言には自ら公表することの趣旨を生かして大きな形で書き 込むこととし、推進計画で具体的な議論をしていく必要がある。
児童等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもは犯罪に対して無防備・・・」という表現があるが、子どもも無防備であ ってはならず、年齢相応に自分を守ることを教えていかなければならない。
健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「少年を『犯罪を起こすこと』から守る」は、「少年に犯罪を起こさせない」とす るべきではないか。 ・「犯罪を起こさせない」ということでは成人も同じ。個人的には安全安心まちづ くりは直接犯罪の防止に結びついていいのか疑問。少年が犯罪を犯さないよう、犯 罪を起こすことから遠ざける趣旨で「犯罪を起こすことから守る」という意味はわ かる。 ・「犯罪を犯すことから守る」という表現で良い。

住宅等の安全の確保	<p>・ 建築基本法に示された法令を守れば建築審査は通るが、住宅の安全の確保のために、県は具体的にはどう取り組むのか。</p> <p>（事務局：建築指導課）取組としては住宅を建てる方に啓発として、安全安心に関する指針を添付することなどが考えられる。 了解</p>
犯罪被害者支援	<p>・ 犯罪被害者支援は盛り込まないのか。</p> <p>（事務局）犯罪被害者支援対策は大きな問題であり、国の法律もあり地方公共団体の行うべきことも示されている。安全安心まちづくり条例に犯罪被害者対策を定めている県もあるが、このことについては別途議論を深めることが必要と考えている。 了解</p>